

議案第 9 2 号

三次市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例（案）

三次市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 6 年三次市条例
第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改め、同条第
2 項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改
める。

第 9 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。